

技術士第二次試験の試験方法の改正について

昨年、文部科学省が意見募集をしました標記の件につきましては、一部修正の後、平成18年1月30日の科学技術・学術審議会の技術士分科会において下記案のとおり了承され、平成19年度の試験から実施することが決定されました。

平成18年1月30日
科学技術・学術審議会
技術士分科会

技術士試験の試験方法の改正について（案）

1 経緯

平成12年度の技術士法改正に伴う試験制度の変更が平成15年度に完全実施され2年を経過したことから、平成16年12月の技術士分科会試験部会で出された意見等を踏まえ、現行試験制度等の課題について、検討が開始されることとなり、「制度検討作業委員会」を技術士分科会に設置することが決定された。

制度検討作業委員会においては、昨年3月より6回に亘り現行試験制度等の課題について検討を行って来たところである。右課題のうち、特に技術士試験の試験方法の改正について、一般からの意見募集の結果を踏まえつつ、同委員会、試験部会において集中的に検討を行って来たところ、以下による改正を行うことが適当との結論に至った。

2 改正点

(1) 第一次試験の専門科目（択一式）

専門科目について、難解なものなど設問として相応しくないものは出題を控えることとし、大学新卒者、社会人の両者に適切な問題を出題すること。また、出題のバランスを図り受験者の問題選択の幅を広げるために、出題数（択一式）を30問から35問に増やし、解答数は25問の現行どおりとする。

以上については、平成17年度から実施されている。

(2) 第二次試験（別紙参照）

筆記試験関係

(ア) 総合技術監理部門を除く技術部門関係

a) 選択科目関係

- ・ - 1については、毎年同様な実務経験を問う長文な論文形式の問題の出題があり、また、受験者の暗記力、速記力を問うものとなっていることから、受験者の負担軽減を図るため、技術的体験については口頭試験にて重点的に問うこととし、筆記試験から廃止する。筆記試験合格者は口頭試験前に技術的体験論文（図表等を含め3,000字以内でA4用紙2枚以内とし、白黒とする。）を口頭試験の一部として提出することとする。
- ・ 選択科目に関し、専門知識だけではなく、応用能力を問うことも必要であることから、問題の種類を『「選択科目」に関する専門知識と応用能力』とし、解答文字数は現行どおり600字詰用紙6枚以内とし、解答時間を3時間30分とする。

- b) 必須科目関係
 - ・技術部門全般にわたる一般的専門知識に関する事項を問う現行の五肢択一式については、記述式の試験により一般的専門知識等の確認が可能であり、また第一次試験との重複を避ける観点からも、筆記試験から廃止する。
 - ・記述式については、技術部門全般にわたる論理的考察力や課題解決能力を問う問題を出題することを明確化する観点から、問題の種類を『「技術部門」全般にわたる論理的考察力と課題解決能力』とし、解答文字数は現行通り600字詰用紙3枚以内とし、解答時間を2時間30分とする。
 - c) 配点については、選択科目の 1 及び必須科目の - 1 を廃止することから、選択科目と必須科目それぞれ50点ずつ、合計100点とする。
- (1) 総合技術監理部門関係
- ・総合技術監理部門の選択科目は、他の技術部門の選択科目と必須科目と同一の内容であるため、他の技術部門と同様の改正を行う。
 - ・総合技術監理部門では第一次試験を実施していないため、必須科目の五肢択一式は引き続き行うこととするが、解答時間は2時間とする。
 - ・必須科目の記述式については、技術的体験は口頭試験にて重点的に問うこととし、技術的体験論文を口頭試験の一部とすること、また、総合技術監理部門に関する課題解決能力及び応用能力を問う問題を出題することを明確化する観点から、問題の種類を『「総合技術監理部門」に関する課題解決能力及び応用能力』とし、解答文字数は600字詰用紙5枚以内（現行通り）とし、解答時間は3時間30分とする。
 - ・配点については、必須科目の五肢択一式及び記述式それぞれを50点ずつ、合計100点とする。
- 口頭試験関係
- ・口頭試験の試問事項 については、筆記試験合格者が口頭試験前に口頭試験の一部として提出した技術的体験論文と業務経歴により、受験者の技術的体験を中心とする経歴の内容と応用能力について試問を行うものとする。
 - ・口頭試験の試問時間は、総合技術監理部門を除く技術部門は、原則45分、総合技術監理部門は、選択科目については原則45分、必須科目については原則30分とする。

3 改正の実施

上記の2を踏まえた技術士試験の試験方法の改正については、受験者等への周知期間や準備期間等を考慮し、平成19年度の試験から実施することが適当である。

(参考) 制度検討作業委員会における検討の経緯

技術士分科会・試験部会等での議論や日本技術士会の技術士試験等検討特別委員会での検討結果を基に課題の洗い出しを行った後、以下について検討を行った。

- (1) 第一次試験の専門科目（択一式）については、大学新卒者や社会人の両者に適切な問題の出題という点において、技術部門間で傾向に偏りがある。技術部門間で合格率のばらつきがある。JABEE（日本技術者教育認定機構）認定課程修了者と第一次試験合格者との間の同等性
- (2) 第二次試験については、毎年同様な実務経験を問う問題の出題があり、暗記による回答が可能なものがある。実務経験を問う問題が長文な論文形式となっており、受験者の過度な負担となっているため、負担軽減を図る必要がある。技術士として必要な専門的知識だけではなく、応用能力、論理的考察力、課題解決能力に

ついて重視する必要がある。

その他、第一次試験の問題との関係、第二次試験の択一式、論文式、口頭式のあり方や出題内容等も含めて検討した結果、早期に可能なものから改善に着手することとし、これらについて更に検討を行い、技術士試験の試験方法の改正についての案をとりまとめた。

技術士第二次試験改正新旧対照表(案)

平成18年1月30日

(赤字部分が改正案)

【総合技術監理部門を除く技術部門】

<筆記試験>

現 行					改 正 案				
試験科目	問題の種類	試験方法	配点	試験時間	試験科目	問題の種類	試験方法	配点	試験時間
選択科目	-1	「専門とする事項」に関する専門知識の深さ、技術的体験及び応用能力	40点	3時間					
	-2	「選択科目」に関する一般的専門知識	30点	4時間	-1	「選択科目」に関する専門知識と 応用能力	変更なし	50点	3時間30分
必須科目	-1	「技術部門」全般にわたる一般的専門知識	五肢択一式(20問出題15問選択解答)		15点				
	-2		記述式(600字詰用紙3枚以内)	15点	-1	「技術部門」全般にわたる 論理的考察力と課題解決能力	変更なし	50点	2時間30分

<口頭試験>

筆記試験合格者には技術的体験論文(図表等を含め3,000字以内でA4用紙2枚以内とし、白黒とする。)を口頭試験の前に提出させる。

現 行			改 正 案		
試問事項	配点	試問時間	試問事項	配点	試問時間
.受験者の技術的体験を中心とする経歴の内容と応用能力(筆記試験における - 1 の答案と業務経歴により試問)	40点	30分	.受験者の技術的体験を中心とする経歴の内容と応用能力(技術的体験論文を口頭試験前に提出し、論文と業務経歴により試問)	変更なし	45分
.必須科目及び選択科目に関する技術士として必要な専門知識及び見識	40点		変更なし	変更なし	
.技術士としての適格性及び一般的知識	20点		変更なし	変更なし	

【総合技術監理部門】

< 筆記試験 >

現 行					改 正 案					
試験科目	問題の種類	試験方法	配点	試験時間	試験科目	問題の種類	試験方法	配点	試験時間	
選択科目 1	-1	「専門とする事項」に関する専門知識の深さ、技術的体験及び応用能力	記述式(600字詰用紙6枚以内)	40点	3時間					
	-2	「選択科目」に関する一般的専門知識	記述式(600字詰用紙6枚以内)	30点	4時間	-1	「選択科目」に関する専門知識と 応用能力	変更なし	50点	3時間30分
	-3	「技術部門」全般にわたる一般的専門知識	五肢択一式(20問出題15問選択解答)	15点						
記述式(600字詰用紙3枚以内)			15点	-2	「技術部門」全般にわたる 論理的考察力と課題解決能力	変更なし	50点	2時間30分		
必須科目	「総合技術監理部門」に関する専門的知識、技術的体験及び応用能力	五肢択一式(40問出題全問解答)	20点	3時間30分	-1	「総合技術監理部門」に関する 課題解決能力及び応用能力	変更なし	50点	2時間	
		記述式(600字詰用紙5枚以内)	20点		-2		変更なし	50点	3時間30分	

1 既に総合技術監理部門以外のいずれかの技術部門について技術士となる資格を有する者は、既に技術士となる資格を有する技術部門に対応する選択科目が免除される。(技術士法施行規則第11条の2)

< 口頭試験 >

筆記試験合格者には**技術的体験論文(図表等を含め3,000字以内でA4用紙2枚以内とし、白黒とする。)**を選択科目・必須科目それぞれについて口頭試験の前に提出させる。

現 行				改 正 案		
試験科目	試問事項	配点	試問時間	試問事項	配点	試問時間
選択科目 1	受験者の技術的体験を中心とする経歴の内容と応用能力(筆記試験における1の答案と業務経歴により試問)	40点	45分 2	受験者の技術的体験を中心とする経歴の内容と応用能力(技術的体験論文を口頭試験前に提出し、論文と業務経歴により試問)	変更なし	45分 3
	選択した技術部門の必須科目及び選択科目に関する技術士として必要な専門知識及び見識	40点		変更なし	変更なし	
	技術士としての適格性及び一般的知識	20点		変更なし	変更なし	
必須科目	受験者の技術的体験を中心とする経歴の内容と応用能力(筆記試験における1の答案と業務経歴により試問)	40点	30分	受験者の技術的体験を中心とする経歴の内容と応用能力(技術的体験論文を口頭試験前に提出し、論文と業務経歴により試問)	変更なし	30分
	必須科目に関する技術士として必要な専門知識及び見識	40点		変更なし	変更なし	
	技術士としての適格性及び一般的知識	20点		変更なし	変更なし	

1 既に総合技術監理部門以外のいずれかの技術部門について技術士となる資格を有する者は、既に技術士となる資格を有する技術部門に対応する選択科目が免除される。(技術士法施行規則第11条の2)

2 1に該当する者は必須科目のみの試問とし、試問時間は30分とする。

3 総合技術監理部門以外の技術部門と併願している場合は、選択科目に関する口頭試験は、総合技術監理部門以外の技術部門の口頭試験にて別途行うこととし、必須科目の試問時間30分と合わせて75分とする。また、1に該当する者は必須科目のみの試問とし(従って選択科目についての技術的体験論文を口頭試験前に提出する必要はない。)試問時間は30分とする。